

事前調査結果、作業の掲示板の大きさが定められました。

強化

(1) 事前調査結果の掲示 (新法第18条の15第5項、新規則第16条の10)

- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 事前調査方法の法定化や必要な知識を有する者に実施させること、特定建築材料の拡大に伴い、掲示事項が追加されています。
- ✓ 掲示板の設置場所に変更はありません。

[事前調査結果の掲示事項]

- ・事前調査の結果(特定工事に該当するか否か及びその根拠)
- ・解体等工事の元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ・事前調査を終了した年月日
- ・事前調査の方法(書面調査・目視調査・分析による調査及び調査者等に調査を行わせたこと)並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類

[掲示板の設置場所]

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)

[掲示板の掲示日]

- ・作業の開始前(自治体によっては掲示日を定めている場合があります)

(2) 特定粉じん排出等作業に係る掲示 (新法第18条の14、新規則第16条の4第2号)

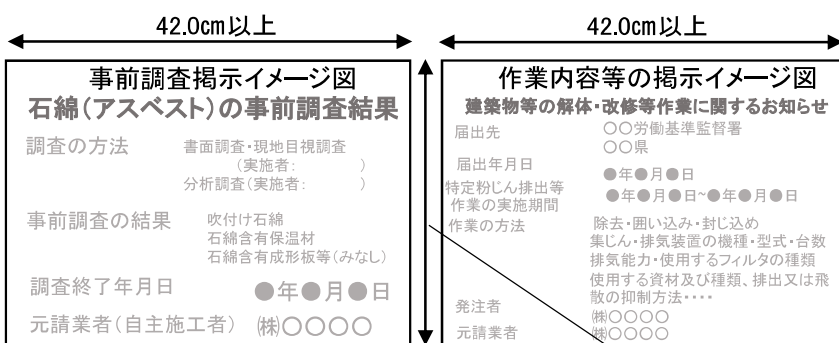
- ✓ より見やすい掲示とするため、掲示板の大きさが定められました。
A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上
- ✓ 掲示事項、掲示板の設置場所に変更はありません。

[作業内容等の掲示事項]

- ・特定工事の発注者及び元請業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- ・特定粉じん排出等作業の実施期間及び方法
- ・特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所

[掲示板の設置場所]

- ・公衆の見やすい場所(参考:石綿則では作業者の見やすい場所)



A3サイズ(42.0cm×29.7cm)以上であれば、縦・横はどちらでも可。

29.7cm以上

掲示について

- ・事前調査結果の掲示、作業実施の掲示は、1枚に集約することもできます。また、石綿則の掲示と兼ねることができます(その場合、石綿ばく露防止対策の実施内容を記載するほか、作業者の見やすい場所に設置することが必要です)。
- ・都道府県等により条例等で掲示事項を定めている場合がありますので、事前に確認してください。

隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、直接罰が適用されます。

NEW

吹付け石綿及び石綿含有耐火被覆材等の作業について、行わなければならない措置及び方法に違反があった場合には、作業基準適合命令を介さずに直接罰則が適用されることとなります。

[特定建築材料の除去等の方法] (新法第18条の19、新規則第16条の12~14)

作業の種類	方法
除去	(1)かき落とし、切断、又は破砕することなく取り外す方法 (2)除去を行う場所を他の場所から隔離し(前室も設置)、除去を行う間、JIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法 (3)(2)に準ずるものとして環境省令で定める方法(例:グローブバッグ)
当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理	囲い込み又は封じ込め(吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の囲い込み等(切断、破砕等を伴うものに限る。))を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、作業を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法)

[罰則] (新法第34条第3号)

3月以下の懲役又は30万円以下の罰金



集じん・排気装置が正常に稼働していること、作業場及び前室が負圧に確保されていることの確認頻度が強化されます。

[作業基準] (新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の1の項の下欄)

確認の種類	タイミング・頻度	確認の方法等
集じん・排気装置が正常に稼働していることの確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ◆粉じんを迅速に測定できる機器 <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル粉じん計 ✓ パーティクルカウンター ✓ 繊維状粒子自動測定器 (リアルタイムファイバーモニター) ◆確認事項 <ul style="list-style-type: none"> 作業開始前と比較して粉じん濃度が上昇していないこと
	除去等を行う日の開始後	
	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合 その他必要がある場合(集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等)	
作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認	除去等を行う日の作業開始前	<ul style="list-style-type: none"> ◆確認の方法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 微差圧計による測定 ✓ 目視による空気の流れの確認 ◆確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 負圧が確保されていること
	作業中断時(休憩や当日の作業終了で退室した時)	





●異常が認められた場合は作業を中止し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等を除去する際の作業基準が新設されました。

◆石綿含有仕上塗材の除去に独自の作業基準が設けられました。

[作業基準] (新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の3の項下欄)

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材	<p>除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の効果を有する措置※1を講ずること</p> <p>(1) 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化※2すること </p> <p>(2) 電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 除去部分の周辺を事前に養生すること </p> <p>② 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること </p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと) </p>

※1 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)









※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水や剥離剤を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、所定の集じん性能を有する集じん装置を併用する。

◆石綿含有成形板等はセメント等で固形化されているため、通常の使用では石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。

◆けい酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ、飛散性が高いため、切断・破砕等を行う場合は湿潤化に加え養生が必要です。

[作業基準] (新法第18条の14、新規則第16条の4第6号・別表第7の4の項下欄)

NEW

特定建築材料の種類	作業基準
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	<p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※3を講ずること。 </p> <p>(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと </p> <p>(2) (1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>① 除去部分の周辺を事前に養生すること </p> <p>② 除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること </p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと) </p>
その他の石綿含有成形板等	<p>(1) 切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと </p> <p>(2) (1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化※4すること </p> <p>(3) 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること </p>

※3 同等以上の効果を有する措置：負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用)

※4 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

●その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。(11)

石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW

取り残しや不適切作業による石綿の排出・飛散を防止するため、作業の記録および適切に作業が行われていること及び取り残しがないことの確認が作業基準に位置付けられました。確認した結果は、発注者に書面で報告するとともに、記録を作成し、一定期間保存する必要があります。

①作業の記録

特定工事の元請業者等又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況の記録を特定工事が終了するまでの間保存する必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第3号)

[記録事項]

- ✓ 確認年月日
- ✓ 確認の方法
- ✓ 確認の結果(確認の結果に基づき補修等の措置を講じた場合はその内容)
- ✓ 確認者の氏名

[記録の方法]

- ✓ 作業基準の規定に適合した作業であることが確認できる写真、動画、点検記録等

[記録の保存期間]

- ✓ 特定工事が終了するまで



②作業が計画に基づき適切に行われていることの確認

特定工事の元請業者等は、下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・保存する必要があります。



[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の15第4号)

③取り残し等の確認

元請業者等は、除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、「知識を有する者」に目視で確認させる必要があります。

[作業基準](新法第18条の14、新規則第16条の4第5号)

[確認の方法]目視

[記録の実施者]除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者※1

- ✓ 建築物:調査者等事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者
- ✓ 工作物:石綿作業主任者

※1「解体等工事の自主施工者である個人(解体等工事を業として行う者を除く。)」は、排出され又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。



石綿の除去等作業完了後は、確認及び発注者への報告が必要です。

NEW



煙突断熱材の取り残し
(筋状のもの)



鉄骨の吹付け石綿
の取り残し

取り残しの事例

◆特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、発注者に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要です。

[特定粉じん排出等作業の結果の報告等](新法第18条の23第1項)

[書面で報告する事項](新規則第16条の15第1項)

- ✓ 特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ✓ 確認を行った者の氏名及び確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項

[記録事項](元請業者:新法第18条の23第1項、新規則第16条の15第2項、★は元請業者のみ必要な記録)

(自主施工者:新法第18条の23第2項、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事の元請業者等の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合は当該下請負人の現場責任者氏名及び連絡場所
- ✓ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
- ✓ 特定工事の場所
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況

(確認年月日、確認の結果※1及び確認を行った者の氏名)

※1 負圧隔離等を伴う作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認結果、作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認結果、隔離を解くに当たっての薬液等の散布・清掃等その他の特定粉じんの処理がなされたこと・特定粉じんが排出・又は飛散するおそれがないことの確認結果を含む。

- ✓ 発注者への報告書面の写し★
- ✓ 確認を行った者が当該当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを証明する書類の写し

[記録の保存](新法第18条の23、新規則第16条の16)

- ✓ 特定工事終了後3年間



罰則の対象が拡大されます。

NEW

◆下請負人も罰則等の対象となります。

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

[下請負人に適用される違反等と罰則]

- ✓ 除去等の方法の義務違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（新法第18条の19、第34条第3号）
- ✓ 作業基準適合命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（新法第18条の21、第33条の2第1項第2号）
（過失の場合は3月以下の懲役または30万円以下の罰金（新第33条の2第2項））

このほか、罰則はないものの、作業基準の遵守義務（新法第18条の20）があります。

[その他下請負人に拡大される規制等]

- ✓ 自治体が行う報告徴収及び立入検査の対象となります（対象は特定工事の施工分担範囲）。

[元請業者等が事前に下請負人に説明しなければならない事項]（新法第18条の16第3項、新規則第16条の11）

- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

◆報告及び立入検査の対象拡大

対象者に下請負人を加えるとともに、営業所、事務所等その他の事業場を立入検査の対象に加えます。

報告事項も規制強化にともない追加されています。

拡大

[立入検査の対象]（新法第26条第1項）

- ✓ 解体等工事に係る建築物等
- ✓ 解体等工事の現場
- ✓ 解体等工事の元請業者、自主施工者、
下請負人（特定工事に従事する者に限る）
の営業所、事務所その他の事業場



[報告の対象]（★は発注者、元請業者及び自主施工者に限る。下請負人は特定工事の施工分担範囲）

- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法等（特定建築材料の種類、使用箇所、使用面積、特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、新法第18条の19に定める方法により行わない場合の理由、新規則第16条の7各号に掲げる事項（解体等工事に係る説明事項））
- ✓ 特定粉じん排出等作業の結果
- ✓ 事前調査について★

災害時に備え、建築物等に石綿が使用されているか確認しておくことが重要です。

近年、災害の甚大化により、損壊した石綿使用建築物等から石綿が飛散するおそれが高まっています。

このような状況を踏まえ、国及び地方公共団体は連携して平時からの建築物等における石綿使用有無の把握に向けた取組を促進していきます。

NEW

【国の施策】（新法第18条の24）

- ✓ 国は、建築物等に特定建築材料が使用されているか否かを把握するために必要な情報の収集、整理及び提供その他の特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散の抑制に関する施策の実施に努めなければならない。

【地方公共団体の施策】（新法第18条の25）

- ✓ 地方公共団体は、建築物等の所有者、管理者又は占有者に対し、特定建築材料及び建築物等に特定建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努めるとともに、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。



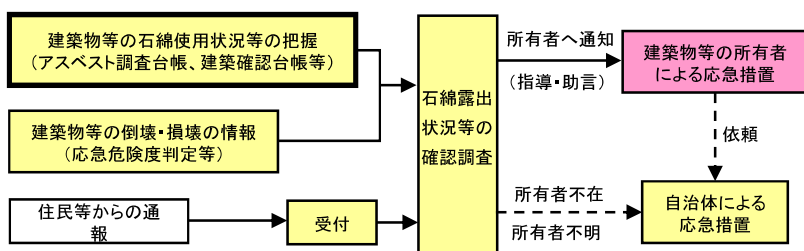
津波で流された断熱材



建物に残存した吹付け材



地震で損壊した建物



- : 自治体
- : 建物等所有者
- : 住民等

災害時の応急対応フロー

石綿露出状況等の把握と情報の受入れ・伝達体制の例

石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業

環境省では、災害時における石綿飛散防止対策の充実を図るため、令和2年度から「石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業」を実施しています。

モデル事業では、建築物等における石綿含有建材の使用状況の把握やデータベースの作成を推進するとともに、災害時におけるデータベースの活用等に関する手法の検討等を行い、災害時における石綿飛散防止を進めてまいります。

他にも必要な手続きがあります。

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関連する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関連する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

※ また、地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

① 法例改正の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html

② 建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

環境省 大防法改正



①



②



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表)内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>